



社会技術共創研究センター2023年度 「ELSI 共創プロジェクト研究活動費」公募要項

(目的)

1. 社会技術共創研究センター（以下「センター」という。）では、新規科学技術に係る倫理的・法的・社会的課題（ELSI）の総合的研究拠点として、ELSIに関する総合的な研究や実践的な研究を推進している。本公募は、こうした取り組みを学内・学外に広め、当センターをハブとした学際研究を推進するとともに、ELSI研究を活性化させることを目的とする。

(対象)

2. 申請責任者（研究代表者）は（1）センターの専任教員もしくは兼任教員、あるいは（2）学内他部局の教員とする。（2）の場合には、共同研究者に（1）の者を1名以上含めることとする。（1）の場合でも、学内他部局の教員を1名以上含むことが望ましい。研究協力者には学外者を加えることも可とする。

ただし、2021年度に採択された者が研究代表者となる場合は、ELSI NOTE 又は公表論文が2023年度公募の申請時まで提出されていることを必須とする。

(使途)

3. 本経費の使途は、研究目的とする。

(申請)

4. 申請は1研究者1課題とし所定の様式を研究推進部研究機構振興課に提出することにより行う。

(期間)

5. 研究の実施期間は当該年度末までとする。

(研究活動費)

6. 研究活動費の配分額は50万円を上限とし、採択課題は最大10課題とする。

(委員会)

7. センター長は運営会議委員からセンター長が指名した若干名の者をもって公募研究採択委



員会（以下「委員会」という。）を組織する。委員長はセンター長とする。

（審査）

8. 審査は、委員会において、研究の関連性、新規性、実現可能性などの観点から申請書に基づき審議し選考する。

- ・ 関連性：ELSIに関わる研究・実践との関連性
- ・ 新規性：既存研究を踏まえたものか、オリジナリティがあるか、学術的価値があるか
- ・ 実現可能性：メンバー、予算、時間の観点から目標を達成できる見込みが高いかどうか

（運営会議の審議）

9. 運営会議は、委員会の選考資料に基づき合議により採択課題および配分額を決定するものとする。

（報告）

10. 申請責任者は、事業終了後実施報告書及びELSI NOTE又は公表論文を提出する。報告書の様式及び提出期限は別に定める。

（謝辞の表示）

11. 本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示するものとする。

【和文】本研究は、大阪大学 ELSI センター2023 年度「ELSI 共創プロジェクト研究活動費」の支援を受けたものです。

【英文】 This work was supported by Osaka University ELSI Center Grant "ELSI Co-Creation Project Research Activity Fund FY2023".

附 則

この要項は、令和5年5月8日から施行する。